

■ 中学校教諭1種免許状（社会・保健体育）

■ 高等学校教諭1種免許状（公民・保健体育）

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考					
科 目	単 位		科 目	単 位	中1	高1	中2						
に 教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び 教員の役割	2	○教職概論	2	2	2	2	教育学部「必修」					
	教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。）												
	進路選択に資する各種の機 会の提供等												
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想	6	○教育原理	2	6 以上	6 以上	6 以上	教育学部「必選」 教育学部「必選」					
	幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程（障 害のある幼児、児童及び生 徒の心身の発達及び学習の 過程を含む。）		○教育哲学	2									
			○教育史概論	2									
			○学習・発達論	2									
	教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項		発達心理学	2				6 以上	6 以上	6 以上	6 以上	教育学部「必選」	
			特別支援教育	2								教育学部「必修」	
			教育心理学	2								教育学部「必選」	
			○教育の制度と経営	2									
	教育課程及び指導法に関する科目		教育課程の意義及び編成の 方法	高6 ／ 中12				○教育課程編成論（中・高）	2	2	2	2	
			各教科の指導法					○社会科指導法Ⅰ（中学）	2	4	4	4	4
○社会科指導法Ⅱ（中学）		2											
○社会公民科指導法Ⅰ		2											
○社会公民科指導法Ⅱ		2											
○保健体育科指導法Ⅰ		2											
○保健体育科指導法Ⅱ		2											
保健体育科指導法Ⅲ		2											
保健体育科指導法Ⅳ		2											
運動部活動の指導法		2											
道徳の指導法		2	2		—	2	※②						
特別活動の指導法		2	2		2	2							
教育の方法及び技術 （情報機器及び教材の活用を 含む。）		○教育の方法と技術（中・高）	2		2	2	2	2	教育学部「必選」				
	コンピュータと学習支援（中・高）	2											
	教育方法学（中・高）	2											

教職に関する科目

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単 位	中 1	高 1	中 2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導の理論と方法 (中・高)	2	4 ※③	4 ※③	4 ※③	※③
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
	進路指導の理論及び方法						
教育実習 (事前・事後の指導1単位を含む。)	中5 高3	○教育実習(中学校)	5	5	—	5	※⑤⑥
		○教育実習(中学校副)	3	3 ※④	—	3 ※④	
○教育実習(高等学校)	3	—	3	—	—		
教職実践演習	2	○教職実践演習(中・高)	2	2	2	2	
		免許状取得に必要な単位数	中1種(社会)	31	—	31	
			中2種(社会)				
			中1種(保健体育)	—	27	—	
			中2種(保健体育)				
			高1種(公民)	—	27	—	
			高1種(保健体育)				

〔備考〕 ○印は必修科目

を

- ※① 保健体育免許を取得する者は、「保健体育指導法Ⅰ～Ⅳ」ならびに「運動部活動の指導法」から履修してください。
社会(中1種)の免許状を取得する場合は、「社会科指導法Ⅰ・Ⅱ」を、公民(高1種)の免許状を取得する場合は、「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」を履修してください。
中学校社会のみを取得する者(主にサブ免許として履修する者を想定しています)は、「社会科指導法Ⅰ、Ⅱ(中学校)」だけが必修です。
 - ※② 「道徳教育の理論と方法(中)」は、中学校免許のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。
 - ※③ 小学校教諭1種免許をピークとする者が加えて中学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の単位をピーク免許より2単位充てることができます。
 - ※④ 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、教育実習の単位をピーク免許より2単位充てることができます。ただし、事前および事後の指導は、サブ免許分として別に受講してください。
 - ※⑤ 高等学校(保健体育)教職課程受講者は、必ず中学校(保健体育)教職課程も併せて履修すること。中学校(保健体育)教職課程のみの受講は認めず。
 - ※⑥ 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、「教育実習(中学校)」のみで可能です。
- 〔注〕 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目の中から履修してください。